

集中排除審査委員会の創設から主導権確立までの過程 － GHQ 経済科学局上層部の関与の視角から － (1)

大 畑 貴 裕

はじめに

占領・復興期（1945～1955年頃）に米国政府と連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers. 以下、GHQと略称）の主導の下で行われた独占禁止政策は、戦後日本の経済秩序の基盤の一角を形成したことはよく知られている¹。そのような独占禁止政策の1つである集中排除政策（以下、集排政策と略称）は、経済民主化の観点から数百社に及ぶ日本企業の「再編成」（企業分割や資産譲渡等の措置）を企図するものであり、GHQ内で日本の経済面を管轄した経済科学局（Economic and Scientific Section. 以下、ESSと略称）の中の反トラスト・カルテル課（Antitrust and Cartels Division. 以下、反トラスト課と略称）によって1947年4月頃より積極的に推進された²。

ESS反トラスト課は集排政策の進め方として、当初は1947年7月の三井物産と三菱商事の解体の発令と同様にGHQから個別の企業ごとに再編成を指令することを考えていたが、同月頃から、新法（後の過度経済力集中排除法。以下、集排法と略称）を日本政府に制定させた上で持株会社整理委員会を使って再編成を実行する方針に方向転換した。このため集排対象企業の指定や個別の指定企業の事案の処理といった集排政策の本格的な実施は、1947年12月の集排法の公布・施行をまって1948年から本格的に開始されることになった。しかしながら1947年9月頃より米国政府とGHQ上層部は³、集排政策が日本経済に与える悪影響の側面を重視するようになったために⁴、集排政策はESS反トラスト課の当初の構想よりも大幅に緩和されることになった。そのために、後述するように、集排政策の確実な緩和および米国政府とGHQの協調が企図されて、1948年

¹ 占領・復興期における独占禁止政策とその意義に関しては多くの文献があるが、代表的なものとして次を参照。エレノア・M・ハードレー著、小原敬士・有賀美智子監訳『日本財閥の解体と再編成』東洋経済新報社、1973年（原著1970年）；大蔵省財政史室編、三和良一執筆『昭和財政史－終戦から講和まで』第2巻「独占禁止」東洋経済新報社、1982年。この三和良一の研究の第四章第二節と第三節は、集排政策に関する歴史的事実研究の基本文献と言える。

² 本稿以下で挙げられる集排政策の諸事項や経緯に関しては次を参照。大畑貴裕「集中排除審査委員会による審査過程における集中排除政策の緩和・占領・復興期におけるアメリカ化の深化の一契機」広島大学経済学会編『広島大学経済論叢』第40巻第3号、2017年3月、特に第1節。当該論文が扱った先行研究はその「はじめに」を参照。

³ 本稿では「GHQ上層部」として、連合国軍最高司令官とその幕僚、および連合国軍最高司令官の下の指揮命令系統上でGHQ諸局の局長クラス以上の者を指すものとする。GHQの指揮命令系統や諸局に関しては次を参照。竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』日本評論社、1970年、第一部；竹前栄治『GHQ』（岩波新書）岩波書店、1983年。

⁴ このこと背景には、米国政府内で対日占領政策が大きく転換し、その力点が改革から経済復興へと移動したことがあった。集排政策との関連でのこの点については、大畑前掲論文の注3に挙げた文献を参照。

5月に集中排除審査委員会（Deconcentration Review Board. 以下、DRBと略称）が米国政府からGHQへ派遣された。他方でESS反トラスト課は同年4月頃から渋々、集排政策の緩和を行い、2月に指定していた325社の中から、最終的に66社以外を指定解除した。それでもESS反トラスト課が企図したようにこの66社のほぼ全てで企業分割が実施されていたら日本経済に大きなインパクトがあったであろうが、DRBは8月から翌1949年7月までの間にこの66社の再編成措置の是非を審査して、最終的に再編成を勧告したのは28社であり、その内企業分割が勧告されたのは10社にとどまった。

このような1948年から1949年にかけての集排政策の現場の政策実施過程においては、ESS反トラスト課、持株会社整理委員会、DRBの3者が主要な政策策定主体となった。この3者の内、ESS反トラスト課とDRBは、双方が所属したESS内部において集排政策の推進と緩和をめぐって敵対的な関係にあった。当初は、後述するように、1948年6月にESS内で策定された集排政策に関する手続きにおいては、DRBの権限はESS反トラスト課に比較して限定されたものであった。しかしながら同年8月以降の上記66社の集排指定企業の審査過程においてDRBは、ESS反トラスト課より集排政策の主導権を奪取している。ここでいう「主導権」とは、個々の事案の再編成の是非に関する判断の独立性と主体性の優越性、およびその判断を実現させる力に関する優越性を意味するものとするが、DRBはその意味での主導権を明確に握って集排政策の緩和を決定的なものとすることができた。

それでは、どうしてDRBは主導権を確立することができたのであろうか。集排政策に関する先行研究において⁵、この点は系統立てて解明されていないと思われる。そこで本稿はこのDRBの主導権確立の要因の解明を追求するが、その際、分析視角として、ESS上層部の動向を措定したい⁶。それは、ESS反トラスト課とDRBがESSに所属していたことを考慮すると、ESS上層部が両者に対してどのような方針で臨んだのかという点は、DRBの主導権確立に大きく影響したと考えられるからである。

以上を踏まえ、本稿の課題はESS上層部の関与を視角として、DRBの創設から主導権確立までの過程を解明することとする。三和良一等の先行研究においてESS上層部の動向の一部を含め集排政策に関する多くのことが明らかになっているので本稿はそれらの成果を使用しつつ、先行研究で使用されていない新資料を使って、この課題に取り組みたい⁷。

また上記の課題を解明することの意義は、結論を一部先取りすることになるが、ESS上層部がDRBの創設を構想し、そして創設されたDRBを支援し続けたことにより、結果的に日本経済の混乱を回避して経済復興に寄与したことを明らかにすることである⁸。

⁵ 集排政策に関する先行研究の整理に関しては、大畑前掲論文の「はじめに」を参照。

⁶ 本稿では「ESS上層部」として、ESS局長またESS局内での指揮命令系統上でESS局長に次ぐ位置にある上級職者、およびESS局長の顧問等を指すものとする。その詳細や時期ごとの推移に関しては次を参照。大畑貴裕『GHQの占領政策と経済復興・再興する日本綿紡績業』京都大学学術出版会、2012年、pp. 333-334、第1章の注27。

⁷ 本稿はDRBやESS反トラスト課の資料を多く含むGHQ文書に主に依拠した。GHQ文書は米国国立公文書館所蔵のものを国会図書館がマイクロ化したものを調査の上、使用した。またそのマイクロ資料の複製を所蔵している立命館大学修学館リサーチライブラリーにおいても、調査の上、使用した。GHQ文書を出典として示す場合、原則として差出元、宛先、題名、日付、最後に国会図書館憲政資料室の請求番号を記した。マッカーサー文書等の他の出典を記す場合も同様に示した。また題名や部署名等に関して原文で大文字表記であっても原則として子文字表記に変えて表記した。

1. DRBの創設構想

1947年の内は、米国政府およびGHQともに集排政策の根本的な見直し措置を実施しなかった。米国政府は、9月の陸軍次官W・ドレイパー（William H. Draper Jr.）の日本視察以降、集排政策の緩和を本格的に考慮するようになったが⁹、同年中に、米国政府内で集排政策について一旦承認されていたSWNCC302/2文書（FEC230文書）の改正・撤廃等に関する明確な方針を決定せず¹⁰、結局、緩和に関わる具体的な措置としては、国会で審議中だった集排法案の一部修正等をGHQへ指令する程度にとどまった。すなわち、米国政府は10月20日付でSWNCC302/2文書が再検討中であることをGHQに伝え¹¹、そして12月9日付でGHQに宛てた電信によって、「経済力集中」という文言に「過度」という言葉を付ける等の語句の修正や、集排指定を受けた企業が作成しなければならない書類の提出期日を延ばす等の修正を命じた。この命令に基づき、GHQは集排法案の一部修正を日本政府に行わせている¹²。

他方、1947年中のESS内の多くの部署は、SWNCC302/2文書に基づいて集排政策を推進していたESS反トラスト課の活動が米国政府の決定に基づく正当性を有していると認識していたために、集排政策によって日本経済に悪影響が生じることを危惧していたものの、集排政策に積極的に反対することはなかった¹³。

ただし1947年後半期より、集排政策の抜本的な見直しに着手せざるを得ないであろう将来を見越した施策を企てる動きが、米国政府およびGHQで生じていた。すなわち、双方において、米国政府からGHQへ集排政策を専門に判断・審議する新組織（後のDRB）を派遣するという構想が生じたのである。米国政府にしてみれば、そのような新組織によって集排政策の行き過ぎを確実に抑制することが期待できたし、GHQにしてみれば、その招来構想は上位機関である米国政府との意見の相違が見られる難しい政策に対処するための「妥協的調整案」として適切とみなされた¹⁴。これは、三和良一が指摘しているように、占領初期の財閥解体計画をめぐる米国政府とGHQの間の議論がエドワーズ調査団（財閥調査団）の派遣という形で調整されたのと同様の発想であった¹⁵。以下で、双方における集排政策を扱う新組織の派遣構想を見ておこう。

米国政府において新組織派遣に関する動きが生じていたことは、先行研究の中で確認されている。三和良一によれば、陸軍次官補G・グレイ（Gordon Gray）は、1947年11月14日付で陸軍長

⁸ ただし本稿は、「集排政策の緩和が日本経済の混乱を回避して経済復興に寄与した」ことを実証することは行っていない。ESS反トラスト課の構想通りに多数の日本企業の再編成を実施したら経済復興が阻害されるという見解は少なくとも1947年以降、米国政府やGHQを始め、日本政府、日本の経済界やマスコミ等においても大勢を占めていた。本稿はこの「共通見解」をそのまま是認している。

⁹ ハワード・B・ショーンバガー著、宮崎章訳『占領1945-1952 - 戦後日本をつくりあげた8人のアメリカ人』時事通信社、1994年（原著1989年）、第6章。

¹⁰ 1948年5月頃までのSWNCC302/2文書等の米国政府の集排政策に関する方針については、大畑前掲論文の第3節を参照。当該論文で、米国政府内では「SWNCC302/4」と呼ばれていたと記したが、それは誤りで、当時実際は「SWNCC302/2」と表記されることの方が一般的であった。

¹¹ 三和前掲書、p. 485。

¹² 同上書、pp. 494-498。

¹³ セオドア・コーヘン著、大前正臣訳『日本占領革命 - GHQからの証言』（下）ティービーエス・ブリタニカ、1983年、p. 214；三和前掲書、p. 477。

¹⁴ GHQにとっての新組織招来構想の意義については、引用部分も含め、同上書、p. 491。

¹⁵ 同上書、p. 491。

官K・ロイヤル（Kenneth C. Royall）に宛てた文書の中で、日本における集排政策の実施の意義に疑念を呈した上で、「有能なコンサルタントを派遣して、どの程度まで政策を実施すべきかを確定する必要があると提案し」ていた¹⁶。さらに三和は、12月16日付でロイヤルが国務次官R・ラベット（Robert A. Lovett）宛に出した手紙の中で、集排政策の再検討のために彼に「至急に一流の人物を日本視察に派遣することを提案し」た、と指摘している¹⁷。またM・シャラーによれば、12月5日に国防長官J・フォレストル（James V. Forrestal）と知人との会話の中で、集排政策の実施のために『実業界の人間を何人か現地に派遣する』ことが言及されていた¹⁸。

ただし、米国政府内でどこまで具体的に構想が練られていたのかに関しては、それらの先行研究で明らかにされていない。後述するようにそのような新組織の派遣を先に要請したのはGHQの側であったことから、米国政府内では何らかの事情で具体案の構想が遅延していたとも考えられるし、米国政府としては集排政策の実施について後に引けなくなっていたマッカーサーの立場を推測すると先にこちらから打診しては断られる可能性があることを踏まえて¹⁹、GHQに先に具体案を要請させるために意図的に待っていたとも考えられる²⁰。

これに対してGHQ内では、ESS局長W・マーカット（William F. Marquat）を始めとするESS上層部において、集排政策を審議する新組織の招来の具体的な計画が準備された。このような動きは、マーカットが1947年8月頃から、集排政策の悪影響を懸念するようになったことに端を発していたと考えられる。マーカットの側にいたT・コーヘン（Theodore Cohen）によれば²¹、そのようなマーカットの懸念はそもそも、「ESSは日本の増産に心をくだいていたし、占領軍当局は米議会に対し、年間数億ドルの経済援助を要請していた。その時期に、操業中の事業会社を解体することは無意味である」という見解に基づいていた²²。ただし1947年中のマーカットは基本的に集排政策を進める立場であったから²³、集排法の制定等を邪魔するようなことは行わなかった。

¹⁶ 同上書、pp. 490-491。引用部分はp. 491。

¹⁷ 同上書、p. 509。

¹⁸ マイケル・シャラー著、五味俊樹監訳『アジアにおける冷戦の起源』木鐸社、1996年（原著1985年）、p. 186。

¹⁹ 1947年後半から1948年にかけてのマッカーサーの集排政策に対する立場に関し、大統領選出馬の観点からはショーンバーガー前掲書、pp. 94-96を参照、また部下との関係の観点からはコーヘン前掲書（下）、pp. 224-225を参照。

²⁰ 1947年11月から12月に米国政府内で新組織派遣に関するアイデアが存在していたことを先行研究から3例も確認できることから推測するに、ロイヤルやフォレストル等はGHQとの集排政策上の協調のための方策として、新組織派遣構想が東京のGHQに「風聞」として伝わることを期待して、それを要人や周囲に意図的に話していたのかもしれない。ただし現時点では、それがESS等のGHQに伝わっていたとする証拠は見つかっていない。

²¹ コーヘンは、1946年から1947年までESS労働課長を務めた。その後、1947年中頃よりESS局長に直属する経済計画委員会の要員となり（また1947年7月と8月時点のGHQ電話帳ではESSの「経済計画担当顧問」となっている）、1948年4月から1950年までESS局長の特別補佐官等を務めており、ESS上層部の一員であった。コーヘン前掲書（上）（下）；大畑前掲書、p. 334；Greater Tokyo Area Occupation Forces Telephone Directory, July and August 1947, TEL-4/憲政/5。

²² コーヘン前掲書（下）、pp. 214-215。またコーヘンは、マーカットの諮問に応じて集排政策に関する報告書を提出して集排政策に批判的なコメントを記したり、機会があるごとに集排政策に批判的な発言をマーカットにしていた。同上書、pp. 215-216、またその第19章全般も参照。

²³ 「1947年の秋を通じて、マーカット少将の態度は、マッカーサー元帥のそれを反映したものだ。『計画を進めよ、ただし穏健に』とのことだった」。同上書、pp. 223-224。

しかしながら米国政府の集排政策再検討中との通知や集排法案の一部修正を求める指令等に接して、米国政府における集排政策の方針転換の兆候を明確に感じ取っていたと考えられる。そのために次第に、将来の米国政府の抜本的な方針転換によってGHQが集排政策の遂行に関して混乱することを避ける方策を、模索するようになっていったのであろう。同年11月から12月頃になるとマーカットは、米国政府の方針と合致しつつ集排政策を遂行するための一般的な方針として、集排法案を一部修正の上で成立させるも「実際の適用は寛大なものにしたい」という見解を有していたことが分かっているが²⁴、具体的な方策の1つとして、米国政府から集排政策を審議する新組織を招来するという案を支持・推進するようになっていたと考えられる。

実際にESS上層部でそのような案を具体的な政策として立案した中心人物は、O・フレイル(Ormond Freile)であった。まず、フレイルの経歴を述べると、元々フレイルは約20年間、いくつかの企業に勤めて市場分析や販売促進業務、経営管理等に携わったが、1939年以降は海軍に勤務し、陸海軍軍需局や戦時生産局等で働いた。1946年6月以降は来日して、GHQ勤務となった²⁵。同年9月以降、ESSに所属していることがGHQ電話帳で確認でき、ESS内では当初、工業課(Industry Division)原料係(Raw Materials)の係長を勤めていた²⁶。1947年6月以降になると、極東必需品委員会(Far East Requirements Committee)やその後継組織の極東軍配給委員会(Far East Command Allocation Committee)の委員長(Executive Chairman)に就いた²⁷。当該委員会は、ESS局長に直属して日本国内における石炭等の配分先を決定していた重要な組織であり、1947年後半期のフレイルは、GHQ内における石炭生産・分配の政策形成に関わる主要人物の1人であった²⁸。フレイルは1948年4月からはESS局長の工業担当顧問(Industry Adviser)に就いたが²⁹、同年10月から12月頃に陸軍省に異動したと見られる³⁰。1949年には「フレイル貿易調査団」の団長として来日して10月にマッカーサーへ勧告を行い、1949年から1950年にかけての日本の貿易体制の構築に寄与している³¹。

フレイルは集排政策に対して、日米経済の制度的・歴史的相違の観点から、また経済復興を阻害するものであるという考え方から、批判的な見解を有していた。これは、次の文書によって確認することができる。フレイルが1947年10月20日付でマーカットに宛てた文書の中で³²、

²⁴ 大蔵省財政史室編、秦郁彦執筆『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 第3巻』東洋経済新報社、1976年、p. 366。元資料は大蔵省財政史室編『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社、1983年の1947年11月28日付の記述。また、上記で秦郁彦も指摘しているように、1947年12月12日付でマーカットは大蔵省渉外部長の渡辺武にDRBの来日を示唆している。

²⁵ 1946年6月頃までの経歴については次を参照。ESS [文面からESSが差出元であろう] to General Whitney, “Memorandum,” GS(B)02142; Ormond Freile, “Development of the Japanese Economy since VJ-Day,” 12 March 1947, the Industrial College of the Armed Forces, National Defense University Library, Digital Collections, <http://digitalndnlibrary.ndn.edu>, p. 1 (HP閲覧は2009年6月11日)。同上文献によれば、フレイルの米軍での当時の階級は海軍予備役中佐。

²⁶ Tokyo Telephone Directory, September 1946, TEL-3/憲政/5。

²⁷ 大畑前掲書、p.334；Greater Tokyo Area Occupation Forces Telephone Directory, October - December 1947, TEL-4/憲政/6。

²⁸ フレイルは1948年1月に米国へ出張することになるが、不在中の彼の仕事の割り振りが次のESS行政文書によって行われている。ESS, Administrative Memorandum Number 2, 13 January 1948, ESS(A)00576。これによるとフレイルは、石炭配給以外に、ESS他部署が所管していた石炭増産計画への協力や、石炭増産計画に関するGHQ民間情報教育局との連携も担当していたことが分かる。

²⁹ 大畑前掲書、p. 334。

ESS反トラスト課が作成した「経済集中の除去のための政策と基準」(Policy and Standards for Elimination of Economic Concentration)に対するコメントを述べているが³³、そこで彼は、米国のシャーマン法やクレイトン法のような反独占的な法令はこれまで日本に存在したことがないと指摘し、そして米国の経済集中の解体に適用されるような基準が、米国とは全く異なる歴史と組織を有する日本に適用されることに疑問を呈している。そして、「各経済はそれが置かれた物的・金融的な状況の点から最も利益になる経路 (lines) に従って発展する。現在の日本経済は、特定の種類の経済諸制度が進展した長い年月の所産である。占領の使命が日本を改良し合衆国の姿に作り変えることであるとしたら、おそらく当該文書の適用は要を得たことであろう。他方で、現時点での占領軍の目的が日本経済の復興を促進することであるとしたら、それは今日、日本に存在する経済諸制度に干渉することを最低限にすることで最もうまく成し遂げることができるように感じられる」(傍点は筆者)と述べて、経済復興の観点から集排政策の緩和を主張している。この10月20日付文書の最後の部分でフレイルは、「米国的な文章 (American texts) の言い換えに過ぎない当該文書は、今日存在している日本経済の観点から見直され (reviewed)、書き直されるように勧告する。その改定版は、より単純なもので、より直接的に要を得たものであり、より迅速に適用可能であるべきである。・・(引用者省略)・・その改定版は、占領に役立つべきであるし、実際の鋭くて簡潔でなければならない」と述べている。ここでも、集排政策の緩和を訴えていることが分かる。この文書を読んだマーカットは、集排政策の緩和という見解を明確に上申したフレイルを、集排政策を審議する新組織の招来についての具体案の作成を指示するのに好適な人物であると認識したことであろう。

フレイルはそのような新組織に関する構想を、Q・アダムズ (Quincy Adams) に一部の草案の作成を任せつつ³⁴、以下で見るとような3つの文書において展開している。これらの文書の作成をフレイルが主導した理由は現時点では不明だが、単なる意見具申の準備や備忘録のために個人的に3つの文書(手書きメモではなくタイプ打ちで完成された文書)を作成したと考えるのは不自然であろう。直接的な証拠は見つかっていないが、直属の上司であるESS局長マーカットの諮問

³⁰ GHQ電話帳によると、1948年10月1日現在版にはフレイルの名が見えるが、次号の1949年4月1日現在版では確認できない。Tokyo and Vicinity Telephone Directory, Effective 1 October 1948, TEL-5/憲政/3; Tokyo and Vicinity Telephone Directory, 1 April 1949, TEL/5/憲政/4。また後に、DRB委員の1人W・ハッチンソン (Walter R. Hutchinson) が1948年12月7日に離日してワシントンに出張した際に12月28日付でマーカットへ送った書簡の中に、「ワシントンに着いた後に私はオーモンド・フレイルとドライバー陸軍次官に直ちに連絡を取りました」と記しているし、さらにハッチンソンがドライバーと会合を持った際にフレイルも同席したとの記述がある。大畑前掲論文、p. 53; Walter R. Hutchinson to W. F. Marquat, 28 December 1948, ESS(C)00096。従って12月までにフレイルは陸軍省へ異動したと推測できるし、またハッチンソンやドライバーといった集排政策のキーパーソンから信任を得ていたことも確認できる。フレイルとドライバーの関係については本稿第3節(今後掲載予定)も参照。

³¹ 秦前掲書、pp. 496-497; 浅井良夫「戦後為替管理の成立」成城大学経済学会編『成城大学経済研究』第195号、2012年1月、pp. 109-111。

³² O. Freile to General M. F. Marquat, "Document entitled 'Policy and Standards for Elimination of Economic Concentration.,'" 20 October 1947, ESS(D)12976。

³³ 「経済集中の除去のための政策と基準」はESS(D)12984に収録されている。全8枚でAからCまでの3部に分かれており、A. 集排政策の目的、B. 企業が集排指定を受ける基準、C. 再編成計画を作成する際に必要な情報の種類、について記載されている。

³⁴ アダムズは、同時期に極東軍配給委員会の副委員長であった(後にフレイルの跡を継いで委員長となっている)。Greater Tokyo Area Occupation Forces Telephone Directory, October - December 1947, TEL-4/憲政6。

や指示があったからこそ、このような文書を作成したと推定される。

これらの文書の内容の要点は、(1) 集排政策を緩和すべき理由、(2) 新組織 (DRB) の委員の構成、(3) 集排政策の実施手続き (関連主体の役割)、の3点に大別できる。この3点に注目しつつ、以下で3つの文書を検討しよう。

まず1947年11月12日付でフレイルは、集排政策を扱う新組織の設立を提言する文書を作成している³⁵。この文書は3枚から成り、「1. 基本的考察」、「2. 実施」、「3. 行動手続き」、「4. 勧告」の4部に分かれている。まず「1. 基本的考察」はa項からe項まであり、新組織設置のための背景知識や理由が記されている。a項では、米国の反独占哲学について概括されている。すなわち、米国ではクレイントン法やシューマン法、臨時全国経済委員会の分析や調査を通して一種の「労働哲学」が具体化されたことが指摘され、そして「投資、生産、かつ／もしくはマーケティング管理における著しい集中を表す独占企業のある特定のタイプは、独占企業の競争相手の事業主体にとって有害であることを実証するデータが蓄積された。・(引用者省略)・現在問題となっている集排法は、この反独占哲学の日本に対する適用例なのである」とされている。b項とc項では、日本の歴史と事情を全面的に考慮して、集排政策を見直すことが必要とする論理が述べられている。フレイルの集排政策批判の見解の核心と考えられるので、全文を引用しよう。

「b項 日本における生産方法、市場慣行、価格政策は、合衆国におけるそれらとは異なる。それゆえ、どのような場合であれ、この国における経済力のある一定の集中が合衆国におけるものと同様に有害な効果を有するということは想定されえない。したがって、日本自身の特別な特徴のために、そして集中排除の最終勧告が非常に工夫されて集中における経済的に有益なものができる限り残されるということを確認するために、各集中を注意深く調査することが必要となる。」
「c項 日本が19世紀後半、数十年の間に世界的に強大な産業国家およびアジアの産業国家になることを実現したことは見過ごされてはならない。この成長は、地球上のどこか別の所で繰り返されたことのないような形態の経済活動・組織によって促進された。これら形態は、日本人の国民習慣と特徴に結合されていたために、また成長と市場浸透と貿易重視との意志を考慮したものであったために、実用的で有益なものであった。もしも集排措置が、集中によって与えられる有益性の程度への考慮を抜きにして策定されるのであれば、日本の経済・産業の復興過程には障害が生じるかもしれない。」

次にd項では、経済的に自給自足できる日本は米国の利益になることを指摘し、復興の遅れは米国のためにならないことも述べている。そしてe項では、以上の考察は「集排措置を適切な考慮と有能な人物なしに行えば起こりうる危険を表している」(傍点は引用者)として、新組織を設置することの正当性をほのめかしている。以上のように、この「1. 基本的考察」では10月20日付のフレイル作成の文書と似た論理が、より整理された形で展開されていることが分かる。

³⁵ “Memo for Record,” 12 November 1947, ESS(D)13011. 当該文書が所収されているフォルダーはDRB管理のものであったから、これはDRBへおそらくESSから参考文書として提出されたものである。作成者不明だが、10月20日付のフレイル作成の文書とよく似た論理が見えることや、次注に挙げたフレイル作成の資料と関連した内容であること、またレターヘッドに「極東軍配給委員会」とあることから、当時、当該委員会委員長であったフレイルが主導して作成したと推定される。また同時期1947年後半のGHQ電話帳によれば当該委員会に専属していたのは、委員長フレイルと副委員長アダムズの2名のみであり、フレイルより下の地位のアダムズが独断で文書を作成したとは考えにくい。アダムズが作成したにしても、フレイルがアダムズと協議の上で要所の指示を出しつつ作成させたのであろう。Greater Tokyo Area Occupation Forces Telephone Directory, October – December 1947, TEL-4/憲政6.

次の「2. 実施」の部分では、「組織上の問題、企業と政府の関係、マーケティングと生産に関する問題、広報、以上についてのしっかりとした経歴を有する米国人が当該の問題に対して責任を払うということが重要である」と述べられ、新たに設置される「集中排除委員会」(Deconcentration Board)が次のような専門性を有する8人の委員から成るべきことが主張されている。8人の委員の構成は、「(1) 委員長(経営の経歴あり)、(2) 副委員長(会社法の専門家)、(3) 企業金融の専門家、(4) 工場管理の専門家、(5) 工業の専門家、(6) マーケティングの専門家、(7) 工業技術者、(8) 広報の専門家」であり、さらに、これら委員を補佐する秘書役を兼任する有能な法律顧問(法の専門分野は記されていない)がいればなお良いと述べられている。

ここで挙げられている委員候補の属性は、企業の経営活動についての専門家が大半であり、具体的な専門を有する法律家としては会社法の専門家が挙げられているのみで、反トラスト法の専門家は含まれていない点が興味深い。11月12日時点のフレイルは集排政策を審議する委員をほぼ企業活動の専門家に絞ることで、日本企業の経営活動に理解を示す可能性が高い委員を多数派にすることを企図し、そうすることで集排政策が緩和されやすいように意図したのであろう。

11月12日付文書の残りの部分の「3. 行動手続き」では、日本に適合した手続きや基準を採用することが提起されており、「4. 勧告」の部分では、「私が必要であると指摘した、能力の高い人物を有する集中排除委員会を設立する用意がESSにないのであれば、またこの委員会に対して効率的に業務を遂行することを可能にさせる機能的で組織的な支援を与える用意がないのであれば、集排法を実施するためのいかなる措置であれ行われるべきではない」と述べて、集中排除委員会の設置を強く主張している。

さらに翌11月13日付でフレイルは、11月12日付文書の内容を補完する形の連合国軍最高司令官宛文書の草案を作成している³⁶。ここでは集中排除委員会を中心とした集排政策の手続きが主に構想されている³⁷。集中排除委員会の役割は、ESS反トラスト課から提出される集排措置案を示すリスト(a list of suggested deconcentration actions)を受け取って審査してから³⁸、それを持株会社整理委員会へ渡す。やがて当該委員会から提出される集排指定企業の再編成計画を受け取り³⁹、全てのGHQ関係部署と調整を行った上でESS局長へ勧告を提出するというものであった(最終的にESS局長が是非を決するとされた)。これに対してESS反トラスト課の役割は、集排措置案を示すリストの作成とその他の補助的活動とに限定されている。またこの手続きでは、戦前の日本で投資を行ったり特許協定を結んだりしていた連合国(の企業等)の利害に考慮することも

³⁶ Third draft, ESS to SCAP, Implementation of the Deconcentration Program,” 13 November 1947, ESS(D)12984. この文書は第3草案(Third Draft)とあるが、第1草案から第2草案にあたる文書については、現時点では不明である。またこの文書の右上に、文書作成・承認に与る者のイニシャルが「WFM/OF/fb」とあるが、集排政策に関する前後の事情や当時のESS内の人名(GHQ電話帳から分かる)から、「WFM」はESS局長W・マーカット、「OF」とはO・フレイルを指すのは間違いない(fbはタイプライターの打った秘書のイニシャルを指す)。第1草案から第2草案までの内容に関するマーカットのコメントを組み入れながら、フレイルが第3草案としてこの文書を作成したのであろう。

³⁷ ここで問題となる集排政策は、集排法の公布・施行後の政策である。

³⁸ 「集排措置案」の詳細は不明だが、集排指定企業とその具体的な再編成案(分割事業や分割数等)を指すのであろう。また当該文書に集中排除委員会がリストを「審査する」とまで記載されていないが、集中排除委員会の役割が単にリストを仲介だけのはずがないので、当然その段階での審査が含意されていると考えられる。

³⁹ この段階で持株会社整理委員会は指定企業の再編成計画の代わりに、集排措置の適用除外の理由を提出することも可能とされた。

規定されていた。

ここで示された手続きの構想には、集中排除委員会を集排政策の実施過程の中軸にすることで、当時、集排法制定過程で集排政策の主導権を握っていたESS反トラスト課から、集排法制定後の段階でその主導権を奪って集中排除委員会へ移す意図が込められていたと考えられる。さらに当該文書では、持株会社整理委員会は最終的な措置について不服申し立てをすることが認められており、その場合、もう一回同じ手続きの過程がくり返されることが可能とされた。日本側の不満を和らげるためだけではなく、少しでも集排政策が緩和されることも企図して、持株会社整理委員会に上訴する権利を与えたと考えられる。

その後フレイルはESS局長等と意見交換を行ったと見られ、上記2つの文書で示された論点を改変させた上で、1947年11月25日付でワシントン宛電信案を作成している⁴⁰。この文書は、Q・アダムズが原型を作成したものであり、11月13日付文書を基礎にして書かれたと考えられる⁴¹。この文書では新組織の名が、集中排除委員会から集中排除審査委員会（Deconcentration Review Board）に変更されている⁴²。委員数は5人となり、連邦判事経験者でトラスト事案の専門家が委員長になるものとされ、他の委員有資格者として企業経営、工業技術・工場管理、反トラスト法、企業金融の専門家が挙げられている。また各委員は、米国政府によって選ばれることとされた。「ワシントンによって選ばれることは、ワシントンと連合軍最高司令官の立場が常に協調され統合されていることを保証するものである」とあり、当時、集排政策に関して意見の相違があった米国政府に対して、協調体制を構築しようとするGHQの意向が明示されている。

この11月25日付文書におけるDRBの集排政策の手続き上の位置付けは11月13日付文書と大きな相違はなく、中心的役割を果たすものとされた。すなわち、DRBは、ESS反トラスト課から提出される集排措置案を示すリストを受け取って審査してから、それを持株会社整理委員会へ渡す。やがて当該委員会から提出される集排指定企業の再編成計画を受け取り、全GHQ関係部署や連合国の利害と調整を行った上で、連合軍最高司令官へ最終勧告を提出するというものであった。これに対してESS反トラスト課の役割は、集排措置案を示すリストの作成に限定されており、集排政策に関する手続きの中で相対的に副次的な役割しか当てられていない点は11月13日付文書と同様である。また持株会社整理委員会は、11月13日付文書と同じく、最終的な措置に関して不服申し立てを1回行うことができるとされていた。この文書と11月13日付文書の手続きの規定に関する主な変更点は、DRBが最終勧告を提出する先がESS局長から連合軍最高司令官に変更されている点くらいである。

ただ、この11月25日付電信案は、GHQ文書内の送信済み電信の中に見当たらないことや、次節以降で見る諸電信の中で参照先の関連電信として一切挙げられないことから、結局、米国政府へ送信されることはなかったと推測される。同時期1947年11月から12月にかけての時期

⁴⁰ “Draft, SCAP to WASH(CSCAD),” 25 November 1947, ESS(D)12984. 同じ文書が、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第20巻「英文資料」東洋経済新報社、1982年にも収録されている。またこの電信案の概要が三和前掲書p. 491に記されている。

⁴¹ この文書の作成・承認に与る人物のイニシャルを示す右上の記号は「WFM/OF/QA/fb」となっていて、この文書の草案（もしくはこの文書自体）の作成者のイニシャルは「QA」であることが分かる。これはフレイルの周囲にいた人物から推測してQ・アダムズであろう。アダムズはフレイルが作った11月13日付文書をもとに、上司のフレイル（OF）やマーカット（WFM）等と協議しつつこの文書の作成に当たったものと考えられる。

⁴² この1947年11月25日付文書は、現時点でDRBの名が確認できる最も古い文献である。

にESS上層部は、集排法案の一部修正やその国会通過（12月9日）などへの対応を優先して、当該事案に関しては後回しにしたのであろう。ただ次節で見るように、11月中旬にESS上層部でフレイルを中心にまとめられた構想や電信案は、翌1948年1月にGHQ内で協議された米国政府への電信案の作成のための「たたき台」になった。

2. 米国政府へのDRB派遣要請

1947年12月から1948年1月にかけては、日米双方で集排政策に関する新しい展開が生じるようになった。まず日本では1947年12月9日の第1回国会の最終日に集排法が成立し12月18日に公布・施行されて、集排政策を実行するための国内法の主要な基盤が作られた⁴³。他方で米国においては、集排政策の緩和方針が一般に公表された。すなわち、1948年1月6日に陸軍省長官K・ロイヤルはサンフランシスコで行った演説の中で、米国の負担を減らすために日本経済の自立の必要性を訴えた上で、米国政府は集排政策を緩和しなければならない旨を認識していると述べた⁴⁴。

このロイヤル演説のテキストは、1948年1月8日に陸軍次官補G・グレイによってマッカーサーに送られている⁴⁵。これにより陸軍省はGHQに対して、集排法を運用し過ぎて多数の企業を解体しないように釘をさす狙いがあったと考えられる。マッカーサーは1月17日付でこれに対して短く、「それは全ての点で立派であり、誰もが賞賛している」と皮肉めいた電信を返しているが⁴⁶、この「虚勢」の後ろで、同時期のGHQは集排政策に関して米国政府との一層の協調策を決めていた。米国政府にDRBを派遣してもらうよう、要請することが決定されたのである。

この政策決定は、ESSとGHQ民政局（Government Section. 以下、GSと略称）、マッカーサーの3者の間で行われた。主導したのは集排政策を所管していたESSであり、後述するように、フレイルを中心に作成されたDRB派遣要請を含む集排法運用の構想を骨子とする電信を米国政府へ送ることを実現した。GSは日本国内の政治・立法面を主に所管していた組織であるが、集排政策に関する政策決定に関わった直接の理由は、1947年6月頃以降、ESSが主として集排法案を国会で通すためにGSとの間で集排政策に関して協調を継続していたためであると考えられる⁴⁷。またGS局長C・ホイットニー（Courtney Whitney）は太平洋戦争中からマッカーサーの信任の厚

⁴³ 集排法および関連法規の詳しい内容については次を参照。持株会社整理委員会『過度経済力集中排除法の解説』時事通信社、1948年。

⁴⁴ 三和前掲書、p. 510；シャラー前掲書、pp. 189-190。演説の詳しい内容は次注の資料を参照。

⁴⁵ グレイは演説本文6枚を添え状（陸軍省のレターヘッドが付いた公的なもの）を付けて送っている。Gordon Gray to MacArthur, 8 January 1948, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 45.

⁴⁶ CINCFE to Dept of Army, Z-35674, 17 January 1948, MacArthur Papers, MMA-3, Roll No. 45.

⁴⁷ 1947年6月頃から8月上旬に関してのESSとGSの折衝については次を参照。Edward C. Welsh, Chief, Antitrust and Cartels Division to Colonel Ryder, Deputy Chief of ESS, "Preparation of Proposed HCLC Law," 4 August 1947, ESS(D)12977; Howard Meyers, Courts and Law Division to Chief, GS, "Proposed law Extending powers of Holding Company Liquidation Commission," 6 August 1947, GS(B)02000。また例えば1947年後半期の集排法の国会審議に関して、GSが日本政府もしくは国会へ審議中断の指示を出していたことが、三和前掲書、p. 487、492で確認できる。集排法を所管していたESSは、当然GSのこれらの指示に関して連携していたであろう。またGSとESS反トラスト課の集排法に関連した法解釈に関する共同作業について、同上書、pp. 492-493に記載がある。

い人物であり⁴⁸、彼が率いたGSはGHQ内での勢威も高かった⁴⁹。そこでESS上層部はGHQと米
国政府の間での懸案となっていた集排政策の重要案件であるDRB派遣要請について、マッカー
サーの承認を得やすくするために、事前にGSの同意を得るように企図したとも考えられる。

次に3者間の協議を具体的に見ておこう。ESSは1947年12月から1948年1月初頭に、DRB派遣
要請等の陸軍省宛の電信案を同意を求めてGSへ送ったと見られるが、これについてGSは1月
3日付でコメントを返した。ESSはそのコメントを一部取り入れて、1月17日付で、改定した電
信案をGSへ送った⁵⁰。これに関してGSの特別顧問（Special Advisor）F・リゾー（Frank Rizzo。後
の2代目GS局長）は、1月20日付で記録用の覚書を作成している⁵¹。リゾーは、ESSの電信案が
「1月3日付のGSのコメントで提起された多くの改定点を取り入れていて、GSの反対理由のい
くつかを解決しており、そして主要な相違点を減少させている」と好意的に評価しているが、そ
れでも7つの大きな相違点が残るとして不満を示している。リゾーが挙げている7つの点の内、
直接にDRBに関係しているのは次の4点であった。1つ目は「DRBが効率性の点から再編成案
の効果について答申を出す」とESSが定めている点、2つ目はESSがDRBの委員の1人を「企
業経営の専門家」としているのをGSが「連邦取引委員会出身の専門家」に変えるように要請し
たがESSが受け入れなかった点⁵²、3つ目は「産業界（business）と政府双方が当該委員会におい
て代表されているべきである」としている条項を取り除くよう求めるGSの主張をESSが受け入
れていない点、4つ目はDRBに将来渡されるとされる委任条項（terms of reference）等の規定を
取り除くべきであるとするGSの主張に関わる点。リゾーの記述は簡潔なために4点の詳細は不
明であるが、ただ後で見るとこれらについては結果的にESSの主張が大筋で認められたと考
えられる。

GSは1月17日付電信案に対するコメント（リゾーの上記見解が基礎になったのであろう）を
ESSへすぐに返したと見られ、ESSはその一部を取り入れて再び陸軍省への電信案の改定版を
作成し、1月20日にGSへ送った⁵³。ESSとGSの間には最後まで議論が分かれる点があったため
に、その添え状でESS局長マーカットはホイットニーに対して次のように提案した。「あなたが

⁴⁸ 増田弘『マッカーサー - フィリピン統治から日本占領へ』（中公新書）中央公論新社、2009年、pp. 326-327。

⁴⁹ 「ホイットニーがマッカーサーと近いことから - 彼は予約なしにマッカーサーの執務室に入れる唯一の局長だった - GS局要員 [ママ] は自分たちは神により近いのだと感じ、他の部署以上にエリート集団なのだと思っていた。・・・[引用者省略]・・・事実、GSはホイットニーの後ろ盾とケーディス [GS副局長] の賢明な操作によって、信頼できる権力を持ち、許可が下りれば - 警察の改革とか財界人の追放など - 他の部署の領域にも、何の気後れもなしに踏み込んでいくことができた。」コーエン前掲書（上）、p. 145。

⁵⁰ Memorandum for the Record, “Economic Deconcentration Review Board,” 20 January 1948, GS(B)01057. この1947年12月から1948年1月中旬にかけてESSとGSの間で行き来した文書は、現時点では発見できておらず内容は不明である。またESS上層部の1人であるコーエン（注21参照）も、おそらくこの時期に、この電信案の草案の作成に関与して、マーカットにDRBの構成を、「実業家」5人ではなく、委員長1人、実業家2人、「政府役人」2人に変えるよう提案したと証言している。ただし1948年4月初旬のことと述べており、時期についての記憶の誤りがあると思われる。コーエン前掲書（下）、p. 229。

⁵¹ 前注の資料を参照。リゾーはGS内で集排政策に1946年8月頃から継続して主に関わってきた人物の1人と推測される。注47で挙げた1947年8月付の2つの資料を参照。

⁵² リゾーの原文では「Fair Trade Commission」（公正取引委員会の英訳と同じ）となっているが、「Federal Trade Commission」の間違いであろう。

⁵³ W. F. M. to General Whitney, 20 January 1948, ESS(B)00926.

改定済の文書を読んだら、一緒にマッカーサー将軍に会いに行き、彼の決定を得ることを提案する。私の考えでは、我々には最高司令官が最終決定を下さなければならない見解の率直な相違が存在する。』⁵⁴この3者会談は間もなく行われたと見られ、ESSはマッカーサーの指示やホイットニーの意見を入れて改定した電信案を作成して、1月23日付でホイットニーへ送っている⁵⁵。ホイットニーは翌日までにこれに同意を与えた⁵⁶。この電信案は1月26日付で、米国政府へ送信された⁵⁷。

上記の推移を見ると1月17日以降の政策策定のスピードが速まっているように思われるが、その理由の1つはGHQ上層部がグレイから送られたロイヤル演説に触発されて、GHQと米国政府の協調体制を構築するために早目の対応を取るよう努めたためであろう。

次に1月26日付電信の内容を確認しておこう。この電信は大別すると、集排法に基づく手続きの説明とDRBに関する部分とで構成されている。全部で7部（Part. 1からPart. 7）に分かれており、第1部では、必要な範囲と程度の集排政策を穏便に行う予定である旨が米国政府に伝えられている。冒頭で、集排法の求めるところに従って持株会社整理委員会が工業、流通業とサービス業、保険業、銀行業の4つの領域で諸企業に集排指定を行うが、集排指定企業が絶対に再編成を指令されるわけではないとしている。その上で、指定企業の合計は約300社と推測され全企業数の0.3%であるけれども、それらの直接・間接の支配の程度は日本の工業・金融・商業の全企業の80%を占めると記され、一定の集排政策の必要性が示唆されている。また指定と再編成の基準は、現実的な結論を出すことを可能とするほどに十分に柔軟なものとし、「資本や生産規模、それらと類似した厳格な要件に基づく基準は避けられる。金融上の健全性と生産効率、求められる再編成の種類と範囲に関しての戦略的な決定要因であるとする」と述べられている。

第2部では、集排法の運用はその規定上、持株会社整理委員会によって行われるとされ、当該委員会によって行われる手続きの概要が記されている。ただし、そのすべての段階がGHQの監視下に置かれるとも記されている。

第3部では、主にDRBの役割が記されている。後述のDRBの主導権確立過程で言及する内容でもあることから、全文を挙げておこう。

「1. 国内経済上に表れる工業、流通業、保険業、銀行業の各分野の企業の事業活動の効率性（operating efficiency）に関して持株会社整理委員会が提案する集排政策が持つ影響を分析することについては、連合国軍最高司令官の下で動き、DRBと称される諮問機関（an advisory group）によって実施される。

2. DRBは持株会社整理委員会の再編成指令をGHQから受け取り、企業の主張とともにそれを審査し、周囲から独立した評価を行う。その調査活動は、指示された会合における直接的な接触を含む。

⁵⁴ 前注の資料を参照。

⁵⁵ W. F. M. to Courtney, 23 January 1948, ESS(B)00926.

⁵⁶ Memo for Record, 24 January 1948, ESS(B)00926. また前注の資料の下部に手書きで「Dear Bill 100% CW」とある。BillとはマーカットのファーストネームのWilliamを、CWとはホイットニーの姓名のイニシャルを示していると推測される。ホイットニーは「1月23日付改訂案に100%同意する」という意味で当該文書に記してマーカットに返却したのだろう。

⁵⁷ SCAP (MacArthur) to Dept of Army, Z-35642, 26 January 1948, ESS(D)12994. 前注の1月24日付資料はこの電信Z-35642の発信準備のための覚書と推定される。また三和前掲書、pp. 511-512に当該電信の概要が記述されている。

3. 一般にDRBは、審査のために提出される再編成計画を受け取り、経済に表れる企業の活動上の効率性に対するそのような計画の効果を評価する。

4. DRBは次のような見解を連合国軍最高司令官へ伝える：

a. 当該企業は事業活動の効率性を経済の明らかな悪化を伴いながら激しく減ずるということなしに、計画に沿って再編成されるであろう。

b. 当該企業は事業活動の効率性を経済の明らかな悪化を伴いながら激しく減ずるということなしに、計画に沿って再編成されないであろう。

c. [再編成] 計画は、事業活動の効率性を経済の明らかな悪化を伴いながら激しく減ずるということなしに集中排除の要件を満たす場合において、計画の実行を妨げる根本的な欠点を有している。

5. 集排計画の実施に責任を有する持株会社整理委員会か他の何らかの日本政府機関による措置もしくは指令を延期するか修正するかそれとも無効にするために、最高司令官が介入を行う固有の権利を実施すべきと考えた時に、DRBは上記の見解に基づき最高司令官へ助言を行う。

6. 最高司令官は持株会社整理委員会とDRBが提出して利用可能となった全ての事実を考慮した後、持株会社整理委員会の措置に介入するかどうかについて決定する。」

そして第4部では、持株会社整理委員会が集排政策の実施に必要な措置を取ることが再述されている。第5部では、集排法上、集排指定企業等の利害関係人が首相に対して不服申し立ての権利を有することなどが記されている。

第6部ではDRBの構成等が規定されている。第3部と並び1月26日付電信の核心と評価できる個所なので、以下で全文を引用する。

「1. 特別に選抜される5人から成るグループおよび政策形成主体の一員の卓越した人物 (outstanding individuals on policy making level) [委員が5人以上になってもよいことが示唆されていると見られる] が、DRBの委員として連合国軍最高司令官の下で日本での任務に就くために米国において採用されるよう要請する。委員は少なくとも1年、要請されれば延長期間にも活動する用意があるべきである。

2. DRBの委員は次の要件に合致すべきである：

- a. 司法省反トラスト局出身の反トラスト専門家。
- b. 証券取引委員会出身の証券と企業金融の専門家。
- c. 企業経営の専門家。
- d. 工業技術者、工場管理の専門家。
- e. 適切な統括を行うための委員 (A suitable presiding member)。

3. 次のことが望まれる：

a. 被任命者は、集中排除と再編成の過程で偏向した立場が増幅するかもしれないという状況であることから、日本での利害を有する企業と関係しているべきではない。

b. 被任命者は、司法省によって米国の反トラスト法の違反のために現在起訴されている企業と関係を有しているべきではない。

c. 被任命者は、米国の政策に関する言説 (U. S. policy statement) の枠組みの中でそして上位者 (higher echelons) からの指令に基づいて判断する (adjudicate) ことが要請されると、前もって知らされるべきである。

- d. 産業界と政府双方が当該委員会において代表されているべきである。

e. DRB 委員に渡されるべき委任条項は、実行されるべき任務の本質に関する明確な指示を含むべきである。企業構造の変革の予定が立てられている集排指定企業について持株会社整理委員会が提出する再編成計画を DRB 委員が審査するということが、よく検討された手続きによって規定される。および再編成がもし実行された場合に、日本の工業・金融業・商業から成る総合的な経済に与える効果に関する諸企業の事業活動の効率性に対して、再編成がどのように反映されるのかについての意見を、DRB 委員が連合国軍最高司令官へ提出するということが、よく検討された手続きによって規定される。DRB 委員は、最高司令官が彼らに要請するよう望む他の評価活動 (appraisals) を行うことも可能であるが、しかし彼らの主要な任務は、日本の工業と金融の歴史に関するより広範囲な準備作業の必要性を避けるために、また各事案における主要な論点の迅速な審査を確実なものとするために明確にされている。

本質的なことは、計画実行の遅延の拡大が生じれば避けるべき望まれない反応が生み出されるので、問題の十分な検討に必要な最大限の迅速さが実現されるべきであるということである。

4. DRB 委員候補の名前は、こちらへの渡航認可を受けられるように (for clearance) できる限り早く提供されるよう要請される。」

最後に第 7 部では、上記の一連の手続きが、日本の経済復興に逆効果を与えず、そして「米政府の意向に合致する方式で SWNCC302/2 の改定案の指令を実行するものと思われる」としている。またこの電信で示された計画は、必要に応じて修正されると記されている。

以上のように、この 1 月 26 日付電信に定められた DRB の特性や位置付けは、1947 年 11 月に ESS 上層部でフレイルを中心にまとめられた構想と大筋で一致している。DRB の委員数 (原則 5 人) や委員の担当領域 (委員長の他に、企業経営、工業技術・工場管理、反トラスト法、企業金融) の点、そして DRB の役割や権限の点でも大きな違いはない。GS との 1 か月程の折衝によって一定の範囲で改定が施されたが、その大筋についてはフレイル主導の構想を下敷にした ESS の主張が通ったと考えられる。ただし DRB が連合国軍最高司令官へ提出する勧告の内容は、第 3 部の第 4 項にあるように定まった 3 つの見解に関連付けるよう限定され、DRB が自在に勧告を提出することには制約が課せられた。

この電信は、DRB 来日後に作成されるその任務規程の基盤となった。しかしながらこの電信には、1947 年 11 月中の ESS 上層部の構想とは異なり ESS 反トラスト課の役割について特に規定がなかったことが⁵⁸、1948 年 6 月に行われた集排政策のより具体的な手続き作成の際に DRB に対する ESS トラスト課の巻き返しが生じる要因の 1 つになった。この点は、後節で確認しよう。

⁵⁸ ESS 上層部は、おそらく事態が紛糾して遅延することを避けるために、1947 年 11 月から翌 1 月末までの間、ESS 反トラスト課に諮らずに DRB に関する政策形成を進めたものと推測される (ESS 反トラスト課の関与を示す資料を現時点までに見つけることができなかった。また、コーヘンは ESS 反トラスト課長は本件について何の相談も受けなかった、と証言している。コーヘン前掲書 (下)、p. 229)。集排政策を所管する当事者を排除したためにかえって、1 月 26 日付電信に ESS 反トラスト課の集排政策手続き上の役割に関する規定を含めることができなかったのだろう。